

武蔵野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月武蔵野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（本人収集の原則及び収集の制限）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1)から(7)まで（略）</p> <p>(8) 国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））から収集することが、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(9)（略）</p>	<p>（本人収集の原則及び収集の制限）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1)から(7)まで（略）</p> <p>(8) 国、独立行政法人等（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））から収集することが、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(9)（略）</p>	<p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正等に伴い、所要の改正をするものである。